

区民総会『決議書』の提出について（ご報告）

*3月10日午後、右の受付印の通り、「新城市秘書広報課」及び「新城市議会事務局」に提出をしました。

*市議会議員17名には「写」を中西宏彰市議より配付してもらいました。



決 議 書

新 城 市 長 穂 積 亮 次 殿

新城市議会議長 夏 目 勝 吾 殿

平成25年5月に有限会社タナカ興業が、新城南部企業団地の株式会社ケンメイ(H20.10 倒産)跡地を取得し、産業廃棄物処理施設の建設が予定されることについて、私たちは憂慮しています。八名区長会は平成25年5月31日に市長及び議長に産廃施設進出反対の意思を伝えました。

その後、区長会は市と対応策を検討する中で、市当局から、建設自体を反対することは法的に難しいこと、タナカ興業には事業計画について住民説明の実施や環境保全協定を締結する義務もないことの見解を受けて、環境を保全するため止むを得ずタナカ興業と交渉する道を選択しました。また同時に、区長会は、許認可権を持つ愛知県知事に対して、施設の建設や操業について厳正な審査や指導・監督を求める署名を取りまとめ、平成26年1月21日に要望書として提出しました。

しかし、平成26年1月29日に行われた八名区長会主催の「説明会」は、参加者から説明の不足と対処方針に関して、市と区長会の責任追及の場と化しました。また、この場で平成24年6月20日に市長がタナカ興業にケンメイ跡地への進出を拒否する書面を送っていたことを知りました。

タナカ興業は、産廃処理について各地で問題を起こして、その解決には時間がかかっています。南部企業団地近くには、住宅やこども園、小中学校、老人福祉施設があり生活環境・教育環境を守らねばなりません。南部企業団地未利用区画への企業誘致にも支障があり、産廃施設が操業する場所としては全く不適切です。

タナカ興業の南部企業団地進出に反対する市長の明確な意思を知り、私たちは改めてタナカ興業の進出に反対することを決議します。

平成26年3月9日

平成 25 年度一 鉾田区民総会

決 議 書



新 城 市 長 穂 積 亮 次 殿

新城市議会議長 夏 目 勝 吾 殿